

湯沢町都市計画審議会 都市マスタープランの検討 第1回 資 料

日時：令和2年7月21日(火) 13時30分～
会場：湯沢町役場 3階 大会議室

【資料目次】

1. 湯沢町都市マスタープラン改定方針…………… 1
2. 湯沢町都市マスタープラン策定までのスケジュール…………… 4



1. 湯沢町都市マスタープラン改定方針

都市マスタープランとは

都市マスタープランは、都市計画法(第18条の2)に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえ、地域社会共有の身近な都市計画を重視した中長期的な視点に立ったまちづくりの将来ビジョンを描き、都市計画を先導するためのものです。

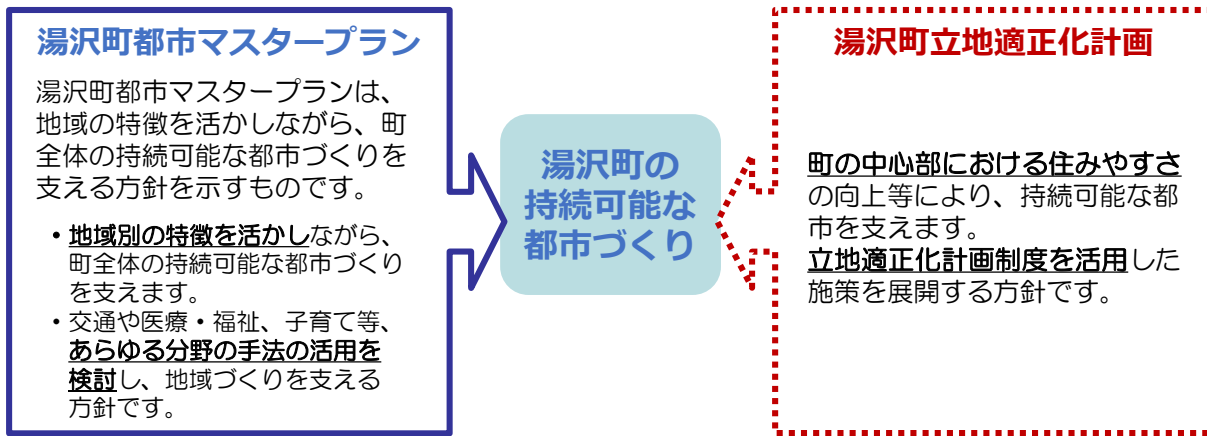


図. 湯沢町における都市マスタープラン

計画改定の背景

湯沢町では都市活動人口5万人に対応した都市整備を目指して、平成11年に都市マスタープランを策定しました。しかしその後、関係法令の改正や県の広域都市計画マスタープランや町の関連計画の改定、人口減少・少子高齢化の進行など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しており、国・県では持続可能なまちづくりへの方向転換が図られています。

湯沢町においても 計画策定から20年が経過していることから、これらに対応した新たな都市計画マスタープランへの改定が求められています。

そこで、上位計画に当たる湯沢都市計画区域マスタープラン(新潟県)の方針を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組むため、湯沢町都市マスタープランを改定することとしました。

【現行計画策定時】

【近年の動向】

計画人口フレーム:約10,900人 → 人口減少 (2040年将来人口 約5,875人)
※将来人口:国立社会保障・人口問題研究所推計

市街地の拡大と都市施設の整備 → 市街地拡散を抑制し、既存施設を有効活用
 人口・経済の成長に合わせた市街地の拡大 公園・道路・下水道など都市施設の整備
 町民の負担を軽減するため市街地拡散を抑制 既存都市施設の効率的な維持管理・有効活用

計画期間

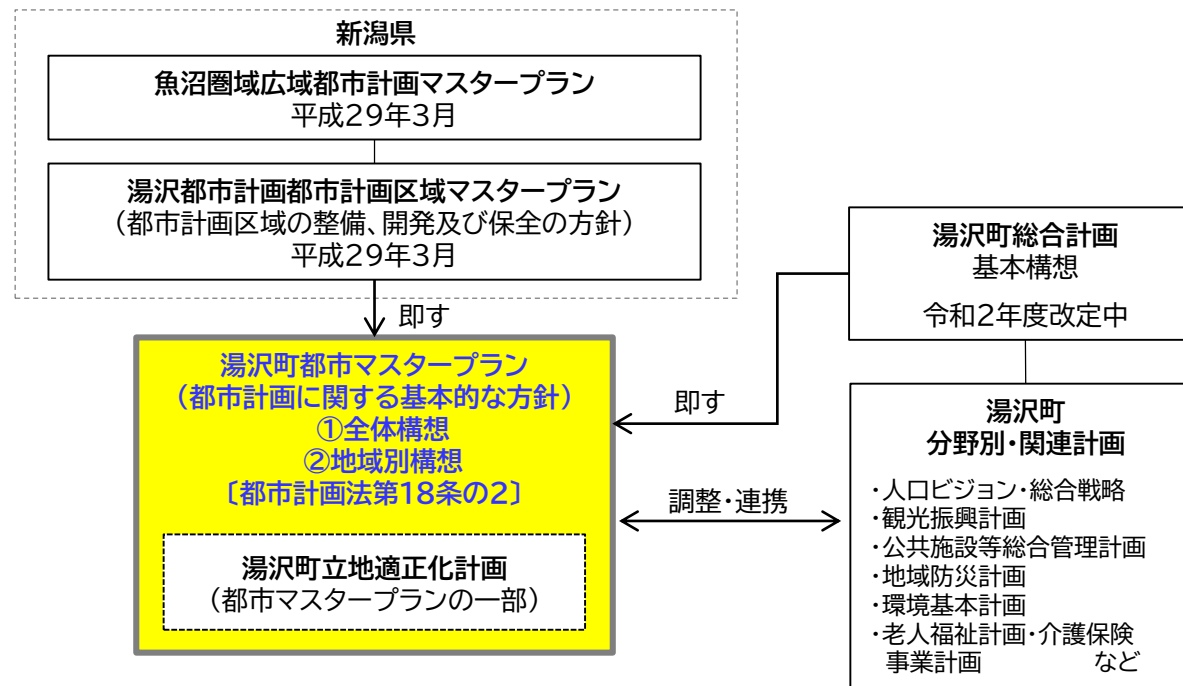
令和3年(2021年)度から令和22年(2040年)度まで

対象区域

行政区域

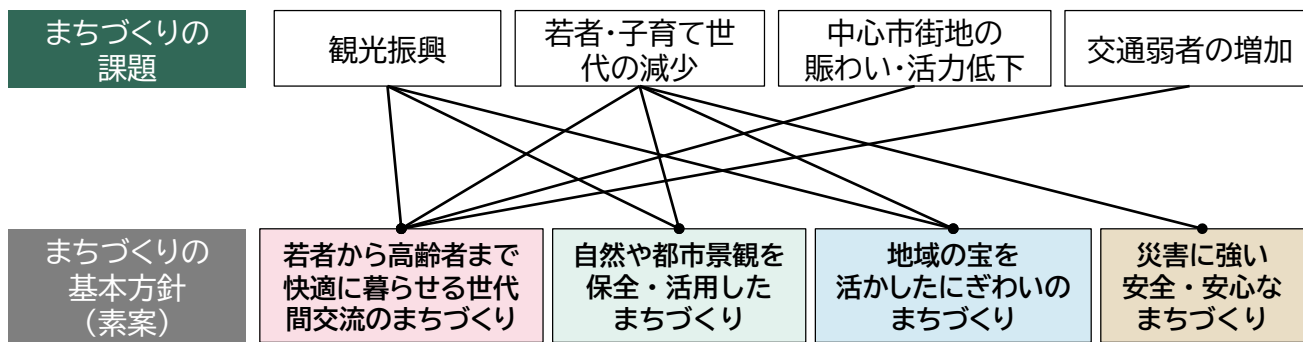
計画の位置付け

本計画は、町の最上位計画となる「湯沢町総合計画」、県が定める「湯沢都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものです。また、「人口ビジョン・総合戦略」や「観光振興計画」、「公共施設等総合管理計画」など、各分野の関連計画の内容と整合・調整を図りながら、将来像や都市計画に係る方針・施策等を示します。



都市マスタープランの構成について

立地適正化計画の検討過程において整理した課題から、都市マスタープランのまちづくりの基本方針を設定します。



全体構想

4つの「まちづくりの基本方針」ごとに具体的なまちづくりの方針を示します。

地域別構想

全体構想を踏まえ、地域特性に応じた地域ごとのまちづくりの方針を示します。

1. 湯沢町都市マスタープラン改定方針

施策の体系

町全体のまちづくりプランとして、わかりやすさに配慮したまちづくりの基本方針を設定しました。
 まちづくりの基本方針を踏まえた取り組み内容を、従来の都市計画の分野と今回の改定に当たり、加わる新たな視点を踏まえ、以下に整理しました。
 なお、以下の取り組みは素案であり、確定したものではありません。今後の庁内調整等の検討段階において、削除・追加される可能性があります。

凡例 ○:全町的な方針
 ★:拠点における方針

湯沢町総合計画・都市マスタープランの将来像

まちづくりの基本方針(素案)

- 若者から高齢者まで快適に暮らせる世代間交流のまちづくり
 - 集まる
 - 賑わう
 - 繋ぐ
- 災害に強い安全・安心なまちづくり
- 自然や都市景観を保全・活用したまちづくり
- 地域の宝を活かしたにぎわいのまちづくり

現行計画における都市計画の分野

土地利用	都市施設等	自然環境・都市景観	その他(都市防災)
【都市拠点】 ★都市機能が近接した利便性の高い居住環境の形成[立地適正化計画] ○無秩序な市街地の拡散抑制	【都市拠点】 ★乗り換え環境のシームレス化による公共交通の利便性向上[越後湯沢駅] ★歩いて暮らせる歩行者ネットワークの形成	【都市拠点】 ★子育て世代に選ばれるよう、公園や子育て支援施設等の子育て環境の充実	○災害の発生するおそれがある地域の開発抑制や既存建物の地区外への移転・誘導の検討
【都市拠点】 ★事業者等による都市機能の立地誘導を促進する支援施策の検討 ★都市機能の立地誘導 [用途地域の見直し、地区計画制度の活用検討] ★小学校跡地(グラウンド)を快適な暮らしの場として活用検討	○公共施設(建築物・インフラ)の更新・統合・廃止・誘導を推進と既存施設の活用 ○公的不動産の提供による民間活用の検討 ○公園等を利用したイベント等による世代間交流の促進	○子育てニーズと高齢者の健康増進に対応した世代間交流拠点の形成[公園整備] ○温泉通りの賑わい促進に向けた街なみ形成	○旧学校施設等への首都圏企業のサテライトオフィス誘致検討 ○若者の働く場所を確保するため、後継者のマッチングや起業支援の実施
	○公共交通のサービス水準の維持・充実 ○福祉バスや路線バスの運賃補助による高齢者等の円滑な移動支援		○首都圏等との2地域居住者の受け入れ検討 ○首都圏等のリモートワーカーやワーケーションの受け入れ検討
○木造密集市街地における建築物の不燃化やオープンスペースの確保の推進	○都市公園や公共公益施設等の防災機能の充実 ○ライフラインの耐震化や機能補完の促進 ○緊急輸送道路等の重要な道路の耐震化やネットワーク化の推進		○避難路・避難場所の強化や地域防災体制の強化 ○住民の防災意識の醸成 ○河川施設や治山・砂防施設・防雪施設等の計画的な整備による安全性向上 ○県や他市町村との体制づくり
○特徴的・伝統的な景観の保全 [地域地区や地区計画等による規制・誘導] ○低炭素型都市の形成 [既存市街地内の低未利用地の活用や高度利用] ○市街地に隣接した環境保全上の重要な緑地としての農地保全	○健全な水環境を維持するための河川や下水道等の整備・保全	○緑豊かな山林や河川空間の景観保全 ○河川緑地の保全 ○道路や市街地における緑化推進 ○色彩計画に基づく景観形成 ○再生可能エネルギーの普及促進	○水害を予防する機能を持つ農地の保全 ○雪崩防止等の機能を持った林地の保全
【地域拠点】 ★各地域の駅や郵便局、集会施設等の中心施設が立地する集落に地域拠点を配置 ○スキー場や自然体験施設における周辺の宿泊施設等と連携した通年型のレクリエーション地域としての魅力向上	○公園や遊歩道等の住民の健康増進への活用 ○中心市街地から離れた地域拠点や観光拠点の二次交通の検討 [配車アプリ、オンデマンド交通など] ○観光施設等のシャトルバスを活用したネットワーク形成	○三国街道の宿場町として栄えた歴史や雪国の風情を感じるまちなみの保全・創出 ○社寺境内地内の樹林地の保全 ○気軽に楽しめる水辺環境づくりの検討	○地域のコミュニティや、歴史・文化を守り、育てる場所・活動体制づくり [苗場インゲパングボードウォークなど] ○地域課題解決型ビジネスの展開による地域課題の解消 ○空き家や宿泊施設等を活用したお試し居住の推進

新たな視点

○空き家の利活用推進[空き家バンク制度] ○若い世代の定住を図るための住宅取得や通勤支援 ○移住・定住に向けた情報発信や支援体制の強化
○旧学校施設等への首都圏企業のサテライトオフィス誘致検討 ○若者の働く場所を確保するため、後継者のマッチングや起業支援の実施
○首都圏等との2地域居住者の受け入れ検討 ○首都圏等のリモートワーカーやワーケーションの受け入れ検討
○避難路・避難場所の強化や地域防災体制の強化 ○住民の防災意識の醸成 ○河川施設や治山・砂防施設・防雪施設等の計画的な整備による安全性向上 ○県や他市町村との体制づくり
○魅力的な景観を保全・創出するための景観形成に関する住民の意識醸成 ○景観に関するルールづくりや計画策定の推進
○地域のコミュニティや、歴史・文化を守り、育てる場所・活動体制づくり [苗場インゲパングボードウォークなど] ○地域課題解決型ビジネスの展開による地域課題の解消 ○空き家や宿泊施設等を活用したお試し居住の推進

1. 湯沢町都市マスタープラン改定方針

目次構成の比較

【現行計画】目次

序章 都市計画マスタープランの概要と策定の視点
 序-1 都市計画マスタープランの概要
 序-2 策定の視点

第1章 都市の現況と特性
 1-1 広域的な位置づけ
 1-2 自然的条件
 1-3 歴史
 1-4 市街化の経緯と現状
 1-5 人口動向
 1-6 産業
 1-7 法規制の状況
 1-8 都市施設の状況
 1-9 住民意向調査の概要
 1-10 課題の整理
 1-11 地域別の現況と課題

第2章 全体構想
 2-1 都市づくりの理念と目標
 2-2 将来都市構造
 2-3 土地利用の基本方針
 2-4 都市施設等の整備方針
 2-5 自然環境の保全等都市環境の形成方針
 2-6 都市景観形成の方針
 2-7 その他の施策の方針
 ①火災対策 ②震災対策
 ③土石流及び急傾斜地崩落対策
 ④除排雪対策 ⑤浸水対策
 ⑥騒音対策

第3章 地域別構想
 3-1 地域別将来像
 3-2 地域別整備方針
 3-3 地域別将来構想

湯沢地域	神立地域
土樽東地域	土樽西地域
三俣地域	三国地域

第4章 都市像実現の方策
 4-1 都市整備の総合方針
 4-2 実現の時期別・段階別の方針(整備プログラム)
 4-3 地域別将来像実現の方策

第5章 今後の展開

資料編

【新計画案】目次(素案)

序章 都市計画マスタープランの概要
 序-1 都市計画マスタープランの概要
 序-2 策定(改定)の視点

- 目的
- 計画期間
- 計画の位置付け
- 対象区域

第1章 都市の現況と特性
 1-1 課題の整理

第2章 全体構想
 2-1 都市づくりの理念と目標
 (理念、将来像、人口将来フレーム)
 2-2 将来都市構造
 (地域の核、ネットワーク、ゾーン)
 2-3 まちづくりの基本方針
 (1)若者から高齢者まで快適に暮らせる
 世代間交流のまちづくり
 (2)自然や都市景観を保全・活用した
 まちづくり
 (3)地域の宝を活かしたにぎわいの
 まちづくり
 (4)災害に強い安全・安心なまちづくり

第3章 地域別構想
 3-1 湯沢地域 3-2 神立地域
 3-3 土樽地域 3-4 三俣地域
 3-5 三国地域

[各地域の記載事項]
 ①地域の現況と課題
 ②地域の将来像
 ③地域のまちづくり方針

第4章 都市像実現の方策
 4-1 計画の推進に向けて
 4-2 計画の推進に向けた取り組み
 4-3 立地適正化計画の概要

資料編

[改定のポイント]
 ①コンパクト+ネットワークの都市構造の形成
 (立地適正化計画)
 ②関係人口に着目した「観光まちづくり」
 ③地域の宝を活用した多様な「住みやすさ」の
 実現による関係人口(移住希望者)の創出

立地適正化計画策定時の検討内容を
 もとに課題を整理

立地適正化計画と併せて検討済み

立地適正化計画と整合を図る(湯沢・神立地域)

昨年度、地域別懇談会において一部検討済み
 (地域の特性、将来像)

・地域住民との協働体制を検討
 ・関係人口創出に向けた取り組みについて記載
 ・関係人口に選ばれる条件について事例等記載

実現化に向けた取り組み、評価・
 見直しの方針について記載

都市の現況と特性の
 詳細は資料編に整理する

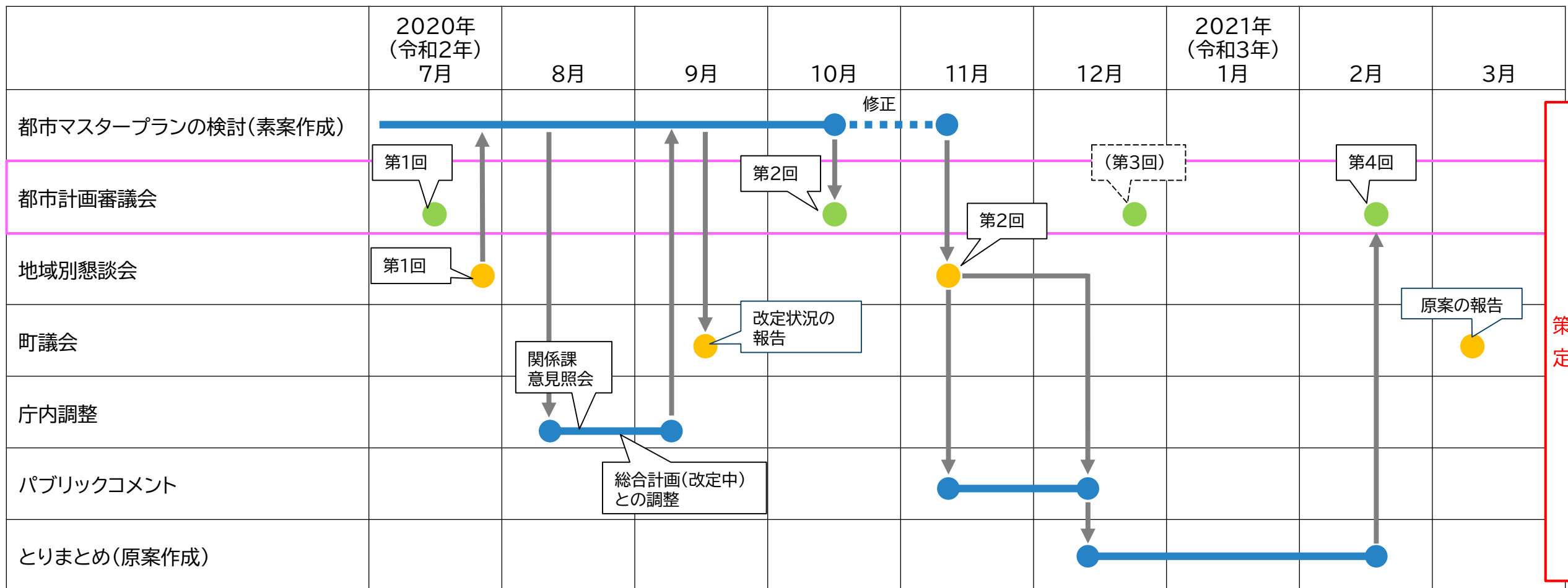
現況整理は立地適正化計
 画の記載内容と重複する
 ため、端的にまとめる。

社会情勢の変化に対応した全
 体構想を設定
 以下を考慮するとともに、わかり
 やすい構成とする。
 ・「コンパクト・プラス・ネットワ
 ーク」の理念
 ・上位関連計画、関連法規の変化

土樽地域の東西を統合
 ⇒岩原及び中里に2つの拠点
 を整備する方針であったが、
 市街地拡散を抑制する観点か
 ら一つの地域として構想を検
 討。

市民・事業者・行政等
 との連携方策や計画
 の進行管理の方法等
 を再検討

2. 湯沢町都市マスタープラン策定までのスケジュール



策定

◆都市計画審議会

	開催時期	審議内容
第1回	令和2年7月21日(火)	・計画の構成 ・現行計画の変更方針 ・策定までのスケジュール
第2回	令和2年10月	・「全体構想」、「地域別構想」、「実現化方策」 についての審議
(第3回)	(令和2年12月) ※状況に応じて開催	・素案についての審議 ・「第2回地域別懇談会」及び「パブリックコメント」の結果について
第4回	令和3年2月	・原案についての審議

◆地域別懇談会

	開催時期	開催内容
第1回	令和2年7月22日(水) 7月28日(火)	・今後20年間で地域別に取り組む内容
第2回	令和2年11月	・前回意見への回答 ・素案の説明

◆検討体制

